


# 監査報告書

令和2年5月21日

学校法人茶屋四郎次郎記念学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 齊田 信 

監事 大 木 繁 

私たちは、学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下「同法人」）の監事として、私立学校法第37条第3項に基づき、同法人の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表、並びに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書等）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

監査にあたっては、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、会計監査人から私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査に関する説明を受けるなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、同法人の業務に関する決定及び執行は（学部研究生の管理運営を除き）適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、同法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、同法人の業務並びに財産の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

なお、今般の経常費補助金の不交付措置及び学部研究生の募集停止は、やむを得ないと考えますが、引き続き、法令等を遵守し、管理運営の改善に努めるよう要請します。

以上